

○庄原市民会館設置及び管理条例
平成17年3月31日条例第90号

改正

平成19年3月29日条例第17号
平成19年12月27日条例第74号
平成20年12月8日条例第54号
平成21年12月7日条例第45号
平成23年12月15日条例第26号
平成24年12月11日条例第46号

庄原市民会館設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上及び住民福祉の増進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定に基づき、庄原市民会館(以下「市民会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、市民会館の管理を市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 この条例(前項、次条、第5条、第6条及び第10条から第12条までを除く。)において、庄原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理するときは、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理者が管理する市民会館(以下「指定管理施設」という。)の管理運営に関する業務
- (2) 指定管理施設の使用許可に関する業務
- (3) 指定管理施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 法第244条の2第8項の規定に基づき、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 指定管理施設を活用した文化及び芸術の向上に関する事業の企画及び運営に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(休館日)

第5条 市民会館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第6条 市民会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 市民会館(備品等を含む。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするとき、必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の管理運営に支障があると認められるとき。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民会館への入場を拒否し、又は市民会館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危険を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品や動植物の類を携帯する者
- (2) 公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(使用料)

- 第10条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用料金とするときは、利用料金を前納しなければならない。
- 3 前項に定める利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市が公共的又は公益的な目的で使用するとき、使用料の適用を除外する。
(使用料の減免)
- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 国又は他の地方公共団体が、公共的又は公益的な目的で使用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用料金としないときは、「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。
(使用料の不還付)
- 第12条 既納の使用料は返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなくなったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用料金としない施設については、「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。
(使用許可の取消し)
- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が、使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 施設の管理運営に支障があるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特にその使用を不相当と認めるとき。
- 2 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。
(使用権の譲渡等の禁止)
- 第14条 使用者は、許可を受けた目的以外に市民会館を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(特別な設備の制限)
- 第15条 使用者は、市民会館を使用するに当たって、特別な設備をし、又は備品以外の物品を使用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
(原状回復の義務)
- 第16条 使用者は、市民会館の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第13条の規定により、使用の停止又は許可の取消しの措置を受けたときも、また同様とする。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを行い、その費用を使用者から徴収する。
(損害賠償の義務)
- 第17条 市民会館の建物及び設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
(販売行為の禁止)
- 第18条 使用者は、市民会館内及び市民会館敷地内で、指定管理者の許可を受けずに、入場者を対象とする物品の販売行為をしてはならない。ただし、市民会館を使用するために必要な入場券、案内状、解説書等の印刷物その他これに類するものの販売については、この限りではない。
(職員の立入り)
- 第19条 使用者は、職員が職務執行のため使用中の場所に立ち入ることを拒むことはできない。
(委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の庄原市民会館条例(昭和52年庄原市条例第12号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)により施設の使用許可をされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月27日条例第74号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月8日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の庄原市民会館設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(庄原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 庄原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年庄原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年12月7日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

8 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月15日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月11日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の庄原市民会館設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
庄原市民会館	庄原市西本町二丁目17番15号
庄原市東城文化ホール	庄原市東城町川東1188番地2

別表第2(第10条関係)

1 庄原市民会館(大ホール、ロビー、楽屋に限る。)の使用料の額

	平日				土曜日、日曜日、休日等				区分・単位
	一般使用		営利、宣伝等での使用		一般使用		営利、宣伝等での使用		
	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	
大ホール・ロビ	4,800円	6,300円	9,600円	12,600円	5,800円	7,600円	11,600円	15,200円	1時間当たり

9時 ～18 時									
大ホ ール・ ロビ ー	5,800円	7,600円	11,600円	15,200円	7,000円	9,200円	14,000円	18,400円	1時間 当たり
18時 ～22 時									
舞台 のみ (練習 等)	1,500円	1,900円	2,900円	3,800円	1,800円	2,300円	3,500円	4,600円	1時間 当たり
9時 ～18 時									
舞台 のみ (練習 等)	1,800円	2,300円	3,500円	4,600円	2,100円	2,800円	4,200円	5,600円	1時間 当たり
18時 ～22 時									
ロビ ー(全 部使 用)	2,000円	2,600円	4,000円	5,200円	2,000円	2,600円	4,000円	5,200円	1時間 当たり
ロビ ー(1 ／2 使用)	1,000円	1,300円	2,000円	2,600円	1,000円	1,300円	2,000円	2,600円	1時間 当たり
楽屋	100円	150円	100円	150円	100円	150円	100円	150円	1室・ 1時間 当たり
冷暖 房(大 ホー ール・ ロビ ー)	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	1時間 当たり

2 庄原市民会館(大ホール、ロビー、楽屋を除く。)の使用料の額

	一般使用			営利、宣伝等での使用			区分・単位
	市民	市民以外	冷暖房	市民	市民以外	冷暖房	
集会室	無料	無料	無料	1,500円	2,000円	600円	1時間当たり
視聴覚室	無料	無料	無料	800円	1,000円	300円	1時間当たり
研修室F	無料	無料	無料	800円	1,000円	300円	1時間当たり

3 庄原市東城文化ホールの使用料の額

	平日	土曜日、日曜日、休日等	区分・単
	営利、宣伝等で使	営利、宣伝等で使	

	一般使用		用		一般使用		用		位
	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	
ホール9時～18時	1,800円	2,400円	3,600円	4,800円	2,200円	2,900円	4,400円	5,800円	1時間当たり
ホール18時～22時	2,200円	2,900円	4,400円	5,800円	2,700円	3,500円	5,400円	7,000円	1時間当たり
舞台のみ(練習等)9時～18時	600円	700円	1,200円	1,400円	700円	900円	1,400円	1,800円	1時間当たり
舞台のみ(練習等)18時～22時	700円	900円	1,400円	1,800円	800円	1,100円	1,600円	2,200円	1時間当たり
冷暖房	2,000円	2,300円	2,600円	3,000円	2,000円	2,300円	2,600円	3,000円	1時間当たり

4 設備備品等

(1) 設備関係(1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
音響反射板	1式	2,300円
オーケストラピット	1式	(使用者が準備)2,300円
所作台	1式	2,300円
仮設花道セット	1式	1,200円
花道用所作台	1式	600円
平台(開き足・つかみ共)	1台	150円
松竹羽目	1式	350円
毛せん	1枚	250円
長布団	1枚	250円
地がすり	1枚	350円
金びょうぶ	1双	600円
演台	1式	350円
指揮台	1台	150円
譜面台	1台	150円
折りたたみいす	1脚	50円
机	1脚	100円
ござ	1枚	150円
ピアノ(CF)	1台	(使用者が調律)6,000円
ピアノ(G5E)	1台	(使用者が調律)2,300円
ピアノ(C7)	1台	(使用者が調律)3,000円
ピアノ(アップライト)(集会室用)	1台	(使用者が調律)1,000円
プログラムスタンド	1台	150円
スクリーン	1式	1,200円

(2) 音響施設(1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
拡声装置	1式	2,300円
ステージ用スピーカー	1式	2,300円

ハネ返りスピーカー	1組	1,200円
カセットレコードプレーヤー	1台	600円
CDプレーヤー	1台	600円
MDプレーヤー	1台	600円
マイクロホン(スタンド付き)	1本	800円
ワイヤレスマイクロホン	1本	800円
マイク用エレベーター	1本	600円

(3) 照明器具(1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
ボーダーライト	1列	1,200円
サスペンションライト	1列	2,300円
アッパーホリゾンライト	1列	1,200円
ローアホリゾンライト	1列	1,200円
フットライト	1列	600円
ピンスポットライト	1台	3,000円
スポットライト	1台	300円
移動用ライト	1台	600円
エフェクトマシン(効果板含む。)	1台	1,200円
オーロラマシン	1台	600円
ミラーボール	1式	1,200円
ストリップライト	1台	300円
調光装置	1式	2,300円
カラーチェンジャー	1台	500円
持込器具	1kw	100円
持込映写機(35mm)	1式	3,000円
持込映写機(16mm)	1式	1,000円

(4) その他(1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
映写機	1式	7,000円
つり物バトン	1本	200円
つりパネル	1枚	350円
展示用パネル	1枚	100円
電気コンセント	1箇所	250円
ワイヤレスアンプセット(集会室用)	1式	850円

備考

- 1 1時間未満の端数処理については、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てとする。
- 2 市民とは、市内に住所を有する者又は事務所を有する法人とする。
- 3 公演前日の搬入等は、舞台のみ(練習等)の使用に含むものとする。
- 4 算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。
- 5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。